

第 32 条の 8 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク、配管その他の設備は、第 32 条の 2 から第 32 条の 6 までの位置、構造及び設備の技術上の基準に適合するよう適正に維持管理されたものでなければならない。(す)(ほ)

【解説】

本条は、少量危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク、配管等の設備に係る基準維持の規定である。

これは、少量危険物貯蔵取扱所における事故が設備の維持管理面に起因するものが非常に多いことから規定されているもので、タンクや配管その他の設備を、第 32 条の 2 から第 32 条の 6 までの技術基準に適合するように、適時点検、補修等を行う必要がある。なお、この場合、法で定められた点検記録保存等、許可施設と同様の措置をとる必要はない。